

秘密保持契約書（見本）

発注者と受注者は、令和 年 月 日に発注者受注者間において締結された××契約に関する情報資産の取扱いについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約（以下「本契約」という。）は、利用契約の履行に際して、発注者が受注者に提示又は開示をする情報資産の秘密の保持に関する取扱いを定めることを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 受注者は、利用契約の履行に際しては、以下の関連法令、諸規則を遵守するものとする。

- （1） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （2） 個人情報取扱特記事項（別紙）
- （3） 川口市情報セキュリティポリシー（別紙）
- （4） 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）

（定義）

第3条 本契約において「情報資産」とは、利用契約の履行に際して発注者が受注者に提示又提供をする情報（電磁的情報（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた情報をいう。）、紙等の有体物に記録された情報及び口頭により伝えられた情報をいう。）であって、発注者のコンピュータ・ネットワーク・システム及び情報処理システムの開発及び運用に関するすべての情報並びにコンピュータ・ネットワーク・システム及び情報処理システムで取り扱うすべての情報をいう。

（秘密保持義務）

第4条 受注者は、情報資産の漏洩、改ざん、滅失及びき損等の事故を防止するために、適切にこれを保管及び搬送し、利用契約の履行のためにのみこれを使用するとともに、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除くほか、いかなる第三者に対しても情報資産を開示してはならない義務（以下「秘密保持義務」という。）を負うものとする。

- 2 受注者が負う秘密保持義務の程度は、受注者の同種の情報に対する注意義務の程度と同等のものとする。ただし、かかる注意義務の程度は、いかなる場合であっても、善良なる管理者の注意義務の程度を下回ってはならない。特に特定個人情報を取り扱う場合には、行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 受注者は、情報資産を利用契約の履行に直接携わる従業員等以外の者に開示してはならないものとする。
- 4 受注者は、利用契約が終了し、又は解除された後においても秘密保持義務を負うものとする。
- 5 受注者は、第三者への情報資産の漏洩を防止するため、情報資産のうち、紙等の有体物を媒体とするものの管理に当たっては、施錠した保管庫等に保管するとともに、利用契約に定める業務の履行のために許された者以外の者が当該情報資産を閲覧し、及び情報資産の保管場所に立ち入ることを制限しなければならない。特に特定個人情報は事業者内からの持ち出しを禁止すると

もに、特定個人情報を利用してはならない。

6 受注者は、情報資産を取り扱う従業員に対し、情報資産の適切な取り扱いが行われるよう、監督・教育しなければならない。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報資産については、受注者は、秘密保持義務を負わないものとする。

- (1) 発注者が受注者に対し提示又は提供をする時点において、既に公知されている情報資産
- (2) 受注者が発注者から提示又は提供を受けた後、受注者の責めに帰すべき理由によらずに公知となった情報資産
- (3) 受注者が秘密保持義務を負うことなく、発注者又は第三者から適法に入手した情報資産
- (4) 第4条第1項に規定する発注者の事前の書面による承諾を得た情報資産
- (5) 受注者が独自に開発した情報資産

(再委託の制限等)

第6条 受注者は、発注者の承諾を受けて利用契約に定める業務を委託及び再委託した者（以下「再受託者」という。）に情報資産を処理させる場合には、再受託者の当該業務に関する行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

2 受注者は、情報資産を処理する業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受注者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに発注者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

3 受注者は、再受託者が更に委託するなど第三者に取り扱わせる場合にも、前項の規定を準用する。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の書面による指示及び承諾があるときを除き、情報資産を複写し、又は複製してはならない。なお、発注者の書面による指示及び承諾により複写、又は複製したものも情報資産と見なすものとする。

(作業者等の特定)

第8条 受注者は、業務の着手に先立ち、利用契約の履行に携わる者、履行場所及び作業機器を特定し、発注者の求めがあったときは、速やかにこれを報告しなければならない。

(記録の提出)

第9条 受注者は、発注者の指定する情報資産の授受及び返還に係る記録を発注者に提出しなければならない。

(情報資産の返還)

第10条 受注者は、利用契約が終了したとき又は発注者からの要求があったときは、情報資産のうち発注者の指定するもの及びその複製したものを直ちに返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示した時は当該方法によるものとする。

(報告義務)

第11条 受注者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。利用契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(立入調査)

第12条 発注者は、受注者が本契約による事務を処理するために取り扱っている情報資産の管理状況について、立入調査を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本契約に違反した情報資産の利用から生じた発注者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負うものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害賠償の請求ができるものとする。

(協議事項)

第14条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項に関して疑義が生じた場合については、発注者受注者協議のうえ、円満にこれの解決を図るものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 川口市（以下「委託者」という。）が保有する個人情報を取り扱う者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、前項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の適正な管理に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な取得)

第4 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第5 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に関し必要な措置を講じなけ

ればならない。

(持ち出しの禁止)

第6 受託者は、この契約を履行するために取得した個人情報について、必要がある場合を除き、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく、受託者の事業所内から持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による事務のうち個人情報を取り扱う事務については自ら行うものとし、第三者にその事務を委託してはならない。

2 受託者は、委託者の承諾を受け第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、受託者から委託を受けた者（以下「再受託者」という。）の当該事務に関する行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

3 受託者は、前項に規定する場合においては、受託者及び再受託者がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の規定による約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために取得した個人情報を委託等により更に第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第10 受託者は、この契約による事務に関し、個人情報保護法その他関係法令等及びこの個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返還)

第11 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供され、又は受託者が取得し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示をしたときは、当該指示によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第12 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、この契約による事務に関する個人情報の管理状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第13 委託者は、受託者がこの契約による事務に関する個人情報の管理状況について、随時、立入調査を行うことができる。

(従事者に対する研修の実施及び誓約書の提出)

第14 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、従事者が遵守すべき事項及び従事者に適用される個人情報保護法に基づく罰則の内容等についての研修を実施し、個人情報の保護に関する誓約書（別紙様式）を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を第三者に委託する場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施し、個人情報の保護に関する誓約書（別紙様式）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報の保護に関する誓約書（別紙様式）を委託者に提出しなければならない。

(従事者の明確化)

第15 受託者は、この契約による事務の従事者を一覧にし、委託者に提出しなければならない。ただし、受託者が全ての従事者から個人情報の保護に関する誓約書（別紙様式）を徴取し、委託者に提出している場合は、これに代えることができる。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第16 委託者は、受託者が個人情報保護法その他関係法令等及びこの個人情報取扱特記

事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第17 受託者は、第1から第16に規定するもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

誓 約 書

私は、川口市が保有する個人情報を取り扱う下記業務に従事するにあたり、その業務を通じて取り扱う個人情報（受注者が直接、取得する個人に関する情報を含む）に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）並びに第176条、第180条及び第183条（罰則）の規定の内容並びに適正な維持管理について、下記の者から説明を受けました。

私は、当該業務に従事している間及び従事しなくなった後において、当該業務を通じて取り扱う個人情報について、法及び個人情報取扱特記事項を遵守し、適切に取り扱うことを誓約いたします。

記

業 務 名 称 ○○○○（従事する業務が複数ある場合は列挙する。）

説明した者 ○○○○（受注者の名称）
 ○○○○（受注業務に関する総括責任者の役職名）
 ○○○○（氏名）

年 月 日

所 属
氏 名

川口市情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、本市が保有するネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに情報資産（以下「対象資産」という。）について、本市が実施する情報セキュリティに関する基本的な事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンピュータ

パーソナルコンピュータ、サーバ、ストレージ等の機器をいう。

(2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報資産

情報システムで取り扱う情報で、開発及び運用に係るものを含むすべての情報をいう。

(5) 情報セキュリティ

対象資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 情報セキュリティポリシー

この基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(7) 機密性

対象資産にアクセスすることを認められた者だけが、対象資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

対象資産が破壊、改ざん、消去又は不正なデータがない状態を維持し、データの正当性、正確性、一貫性等を確保することをいう。

(9) 可用性

対象資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、対象資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) 個人番号利用事務系

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(11) LGWAN 接続系

LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（個人番号利用事務系を除く。）。

(12) インターネット接続系

インターネットメール等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(13) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(14) 無害化通信

端末への画面転送やファイルの無害化処理等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

(対象とする脅威)

第3条 対象資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 人による脅威（故意）

不正アクセスやウイルス攻撃等のサイバー攻撃、機器の盗難、対象資産の不正な操作や持ち出し等の故意による対象資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 人による脅威（過失）

対象資産の管理不備、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の過失による対象資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 災害による脅威

地震、落雷、火災、水害等の災害によるサービス及び業務の停止、対象資産の消失等

(4) 必要資源の不足、故障等による脅威

災害の影響又はその他の原因による電力、通信、水道の途絶、交通機能の麻痺や大規模・広範囲にわたる疾病の蔓延による要員の不足、機器の故障等によるサービスや業務の停止、システム運用の機能不全等

(適用範囲)

第4条 この基本方針の適用範囲は、本市が保有する対象資産、対象資産に関する事務に携わる全ての職員、非常勤職員、臨時職員、労働者派遣事業により本市の事務に携わる者（以下「職員等」という。）及び委託事業者とする。

(遵守義務)

第5条 前条に規定する者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条の脅威から対象資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 組織体制

情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制の確立

(2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づく情報セキュリティ対策

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

ア 個人番号利用事務系は、他の領域との通信不可、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入

イ LGWAN 接続系は、インターネット接続系との通信経路の分割、両システム間の無害化通信

ウ インターネット接続系は、不正通信の監視機能の強化、県及び市のインターネットへの通信の集約、自治体情報セキュリティクラウドの導入等

(4) 物理的セキュリティ

対象資産の設置方法又は保管施設の管理についての物理的な対策

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際の情報セキュリティの確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策、対象資産への侵害が発生した場合等に、迅速かつ適正に対応するための緊急時対応計画の策定

(8) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることの確認、契約に基づき必要に応じた措置

外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定の整備

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順、発信できる情報の規定、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者の選定

(9) 評価・見直し

定期的又は必要に応じた情報セキュリティ監査及び自己点検等による情報セキュリティポリシーの遵守状況の検証、必要に応じた情報セキュリティポリシーの見直しの実施

(情報セキュリティに関する監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティに関する監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し及び改定)

第8条 情報セキュリティに関する監査及び自己点検の結果又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、定期的に情報セキュリティポリシーの見直しを行い、必要に応じて改定する。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 第6、7及び8条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティに関する対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順について、川口市情報公開条例第7条に定める非公開情報に該当するものは非公開とする。

(懲戒処分)

第11条 情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。